



公開草案第 9 号「共同支配契約」 — 行き過ぎか？それとも不十分か？

国際会計基準審議会 (IASB) は、2007 年 9 月、公開草案第 9 号「共同支配契約」(ED 第 9 号) を公表しました。当草案は、国際会計基準 (IAS) 第 31 号「ジョイント・ベンチャーに対する持分」(IAS 第 31 号) の差替えを提案しています。PwC グローバル ACS センtralチームのディレクター、Michael Stewart が、この改訂案による影響を検討します。

ED 第 9 号の公表は、IASB と財務会計基準審議会 (FASB) との間で交わされた、国際財務報告基準 (IFRS) と米国会計基準 (US GAAP) のコンバージェンスに関する覚書 (MOU) における目標を達成するための新たなステップです。変更が提案されているのは、IFRS に対してのみであり、US GAAP に対する変更の提案はありません。

ED 第 9 号の核となる原則は、共同支配契約の当事者が当該契約から生じる契約上の権利・義務を認識することです。このため、当草案は、共同支配契約の当事者による資産・負債の認識に焦点を当てています。

当草案の適用範囲は、概ね IAS 第 31 号における適用範囲と同じです。したがって、共同支配契約に関する財務および業務方針について意思決定の権限を持つ主な当事者の一致した合意が要求されます。

主要な変更点

ED 第 9 号は、主に 2 つの変更を提案しています。第 1 の変更は、共同支配企業 (jointly controlled entity) に関して比例連結の適用を排除したことです。会計方針の選択肢を排除したことにより、企業間の比較可能性の向上が期待されます。比例連結の排除は、一部の企業の損益計算書および貸借対照表に大きな影響を与えるでしょう。ただし、これにより適用自体は容易になるはずで、現在共同支配企業の会計処理で比例連結を適用している企業は、それらの多くに対して持分法を適用する必要があるかもしれません。これらの企業では、損益計算書および貸借対照表の項目ごとに合算する代わりに、純利益と純投資残高を合算することになります。

第 2 の変更は、共同支配契約の会計処理に「デュアル・アプローチ」を取り入れたことです。ED 第 9 号は、IAS 第 31 号を変更し、3 つのタイプの共同支配契約を提示しています。3 つのタイプの契約には、それぞれ固有の会計処理要件があります。最初の 2 つのタイプは共同営業 (joint operations) と共同資産 (joint assets) です。これら 2 つのタイプに関する説明およびそれらの会計処理は、IAS 第 31 号における、共同支配の営業 (jointly controlled operations) および共同支配の資産 (jointly controlled assets) と首尾一貫しています。3 つ目のタイプの共同支配契約は、ジョイント・ベンチャー (joint ventures) であり、これは持分法により会計処理されます。ジョイント・ベンチャーは、共同支配契約の成果に対する持分 (例えば、共同支配契約における損益の持分) のみを有する当事者とされます。主要な変更は、ひとつの共同支配契約に複数のタイプの契約 (例えば、共同資産とジョイント・ベンチャー) が含まれる可能性があることです。そのような共同支配契約の当事者は、最初に共同資産契約における資産と負債を会計処理し、その後共同支配契約におけるジョイント・ベンチャー部分を、残余アプローチを用いて持分法により計上します。

権利・義務の会計処理

当草案は、共同支配契約の当事者に対して、共同支配契約から生じる契約上の権利・義務を認識するよう求めています。これは、リースあるいは概念フレームワークなどのその他のプロジェクトで議論されているアプローチと首尾一貫しています。権利に関する会計処理により資産が認識され、また義務に関する会計処理により負債が認識されます。

当草案は、共同支配契約の当事者が資産および資産から生み出される経済的便益の持分に対して独占的な権利を有する場合に、共同資産を認識するよう提案しています。共同支配契約における資産の使用権利とリース契約に基づく資産の使用権利は類似しています。ED 第 9 号が提案するそれらの権利についての共同資産の認識は、リース・プロジェクトにおいて予定されている提案とは首尾一貫しているものの、オペレーティング・リースとファイナンシャル・リースとを区別する従来の IAS 第 17 号「リース」における指針

からは逸脱しています。ED 第 9 号が提案する権利・義務の認識には合理性がありますが、それらの提案によりその他の一部のプロジェクトの結果が先取りされてしまうリスクはないでしょうか？ ED 第 9 号における提案は性急に過ぎるかのように見えるのは、認識した資産の性質に関する説明が欠けているからです。当草案の一部では、認識した資産は元となる資産を使用する権利であるとしているのに対し、他の部分では、認識した資産は原資産の持分であるとしています。この違いは些細なことのように思えるかもしれませんが、資産の性質が明確であり、他のプロジェクトで採られるアプローチと首尾一貫していることは重要なことです。なぜなら、基準における説明を明確にすることにより、基準の首尾一貫した適用が確保されるからです。

「デュアル・アプローチ」の長所と短所

ひとつの契約の中に複数の共同支配契約を認識することは、ED 第 9 号の長所であると同時に短所となる可能性があります。このアプローチは、一部の共同支配契約が高度で複雑なことを前提としているからです。提案されているデュアル・アプローチは、企業が共同支配契約に含まれる可能性がある権利・義務について、詳細な分析を行うよう求めています。

この「デュアル・アプローチ」は、取引を経済的実質の的確な理解に必要なコンポーネントに分割するよう求める IFRS の一般規定に類似しています。各コンポーネントは個別に会計処理されます。この典型的な例としては、商品の販売およびそれらの商品に関連するサービス契約があります。商品の販売およびそれらの商品に関連するサービス契約は、たとえそれが法的に同一の契約の一部であったとしても、個別に会計処理されます。

デュアル・アプローチの長所は、共同支配契約の法的契約形態にかかわらず、企業に対して、企業が権利を有する資産および義務を負う負債を認識することを要求していることです。これは当草案の核となる原則と首尾一貫しています。このアプローチにより、一部の企業は、取り込んだ共同支配契約の資産および負債の持分を認識し続けることとなります。これに該当するものとしては、例えば、採掘した鉱物を当事者のそれぞれに配分し、さらにそれぞれが資本および操業コストを負担する採掘産業などがあるでしょう。

デュアル・アプローチの短所は、残余持分に対して持分法を適用することです。IASB は、比例連結を適用した場合には企業が権利を有さない資産および義務を負わない負債を認識することになるとして、比例連結の廃止を正当化しています。しかしながら、持分法にも、理論上および実務上の両面で短所があります。今回の提案では、持分法の適用が拡大されており、また共同支配契約の純利益に対する企業の持分の会計処理については選択肢が示されていません。

正しい方向に前進したか？

ED 第 9 号の核となる原則には合理性があります。共同支配契約から生じる権利・義務の会計処理が目指していること（これは法的契約形態のみに焦点を当てるものではない）は、明らかに IASB が進むべき方向性を示しています。権利を有する資産および義務を負う負債を認識することは、たとえその処理が従来のリース会計と矛盾することがあったとしても、合理性があります。しかしながら、残余持分に対して持分法を適用することは、十分に確立されたものではありません。共同支配契約の会計処理を変更するとしても、それは首尾一貫性があり、包括的なものでなければなりません。IASB の現行のプロジェクトのひとつに、連結プロジェクトがあります。共同支配契約および関連会社に対して持分法を適用する際の難しい問題は、関連会社、共同支配契約、子会社および特別目的事業体を扱う包括的プロジェクトの一環として取り組まなければなりません。このプロジェクトでは、一連の投資企業の影響力および支配の流れの中で首尾一貫した継続性のあるモデルの開発が求められます。

お問い合わせ：あらた監査法人（広報）

東京都千代田区丸の内1丁目5番1号
新丸の内ビルディング32階（〒100-6532）
電話：03-6858-0179（直通）
メールアドレス：aaratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界 150 カ国に 146,000 人のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のメンバーファームです。PwC のメンバーファームとして、会計および監査において PwC の手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwC のグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質な監査を提供していきます。

© 2008 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to the Japanese firm of PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the PricewaterhouseCoopers global network or other member firms of the network, each of which is a separate and independent legal entity.